

# ユニットプライス型 積算方式Q&A

Q

予定価格が落札価格の上限値である以上、実績から決定するユニットプライスを用いた予定価格は改訂の度に減額されることになるので、不合理ではありませんか？

A

現行の積み上げ方式においては、材料単価や労務単価、歩掛など積算に必要な個々の要素を取引実績の調査を通じて設定し、それらを合計して予定価格を算出します。一方、ユニットプライス型積算方式においては、個々の要素を調査するのではなく、材料単価や労務単価、歩掛などを合計した工事価格を直接発注者と受注者との取引実績から調査して予定価格を算出します。つまり、市場の取引実績をベースに予定価格を算出するという点で、積み上げ方式とユニットプライス型積算方式とは、合計の求め方が違うだけで基本的に同じ構造となっています。

しかし、現行の積み上げ方式では、市場の取引価格を反映するのが数年に一度であるのに対して、ユニットプライス型積算方式は毎年反映することになり、ダンピングが多発している市場の状況の中、ユニットプライス型積算方式が導入されると、低い落札率に影響されて予定価格が急速に下落するのではないかと懸念が持たれています。

予定価格の持つ上限拘束性とのバランスをとる観点から、品質の確保に支障を与えるダンピングの恐れがあるデータを統計的手法により排除する下限値を導入していくなどの工夫をしたいと考えています。

また、ユニットプライスの妥当性を監視することとすることから、長期間にわたり変化が見られないものや、急激な変化（機材単価等に比べて、ユニットプライスだけが大きく下落等）を示すものが現れた場合には、別途、例えばコストの積み上げ等を行ってみるなどの方法により、ユニットプライスの妥当性の検証を行い、市場の取引が適正に反映されていない場合には、補正を行うこととしています。

Q

地域毎のユニット設定はどのようにするのでしょうか？

A

ユニットプライスが主要資材等の価格により変動する場合には、都道府県毎にユニットプライスを設定します。

都道府県単位にする理由は、資材および労務単価、工事の需要と供給実態等を鑑みて、最小ユニットとして都道府県単位程度が妥当であると判断しました。

なお、必要に応じて、流通地区単位で設定することも考えられます。

Q

物価の変動にはどのように対処するつもりでしょうか？

A

物価変動については、現在の積み上げ方式において、1ヶ月に1度発行される物価資料を基に最新の物価を反映させています。

ユニットプライスは、契約が行われる毎に、新たな市場の取引を反映するため、新たなデータに基づきユニットを更新すべきですが、ユニットデータの処理の制約から年1回程度の更新とならざるを得ません。

このため、物価変動状況を的確にユニットプライスに反映させるために、物価変動のトレンドを監視し、補正することで、年度途中の市場価格を極力反映したユニットとします。

Q

ユニットプライスはどの程度の改訂頻度を見込んでいますか？

A

現在検討中です。

適正なユニットプライス設定のためには、実績を適正に反映させるためにデータ数を多くすることが必要になり、そのバランスを考慮して改訂頻度を設定することが重要と考えています。

ユニットプライスの分析は蓄積されるデータに基づき毎年検討しますが、検討に必要なデータ数を確保するために、全てのデータを一度に更新することにはならず、新しいデータと古いデータを逐次入れ替えていくこととなります。

結果として、数年間分のデータを用いてユニットプライスの変化を反映することになるのではないかと考えています。

なお、先行工事については、平成16年度の下半期から行う  
試行を通じて、より適切な方法を検討する予定です。



国土交通省

大臣官房 技術調査課 積算企画室

総合政策局 建設施工企画課

国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター 建設システム課